

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社 通信出版事業本部

読めばわかる！社労士テキスト訂正のお願い

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

誠に申し訳ございませんが、本書の記載内容に訂正がございます。

ご購入いただいたみなさまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、下記該当書籍及び訂正内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2018 年対策 読めばわかる！社労士テキスト

(平成 29 年 8 月 30 日初版発行)

ISBN 978-4-86486-464-0

訂正内容

第 1 部 労働関係科目				
科目	P	該当箇所	誤	正
雇用	238	ポイントチェック(択一式⑥)	賃金日額に100分の45を乗じて、基本手当の日額を決定する。	<u>賃金日額に100分の45を乗じて、基本手当の日額を決定する場合がある。</u>
	260	解説※3	<u>求職活動関係役務利用費の支給額は、1日当たり8,000円が上限となります。</u>	<u>求職活動関係役務利用費に係る保育等サービスの利用のために負担した費用は、1日当たり8,000円が限度(支給額の限度は6,400円)となります。</u>
	287	ポイントチェック(択一式⑩)	<u>5年を経過したときは、時効によって消滅する。</u>	<u>2年を経過したときは、時効によって消滅する。</u>
徴収	322	(1)要件・納付額	その決定された確定保険料の額を事業主に納付告知書によって通知する。	その決定された確定保険料の額を事業主に <u>納入告知書</u> によって通知する。
	334	納付期限のまとめ	概算・確定の中途成立	<u>概算</u> の中途成立
労一	356	試験対策	「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められる場合」よりも狭いと解されます。	「客観的に合理的な理由を欠き、 <u>社会通念上相当であると認められない場合</u> 」 <u>以外の場合</u> よりも狭いと解されます。
	359	試験対策	客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当でなければ認められません。	客観的に合理的な理由を欠き、 <u>社会通念上相当であると認められないときは、認められません。</u>

第 2 部 社会保険関係科目

科目	P	該当箇所	誤	正
健康保険	83	解説※ 1	任意加入被保険者	任意継続被保険者
	88	④保険料		
		解説※ 2		
	89	解説※ 4	日雇労働被保険者	日雇特例被保険者
国民年金	155	(1)年金額の改定	物価変動率に調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を基準とします。	物価変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率を基準とします。
厚生年金	246	過去問 (H27) 解答	解答が○となっておりますが、×に変更をお願い致します。	
	250	解説※ 2	昭和 60 年 4 月 1 日から、平成 3 年 3 月 31 日までは 5 分の 6 で計算します。	昭和 61 年 4 月 1 日から、平成 3 年 3 月 31 日までは 5 分の 6 で計算します。
	267	再評価率の改定	物価変動率に調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を基準とします。	物価変動率に、調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率を基準とします。
	284	⑨雇用保険法の給付との調整	下記の図に変更をお願い致します。	

図

雇用保険	特別支給の老齢厚生年金
基本手当 全額支給	訂正前：全額支給 訂正後：全額停止
高年齢雇用継続給付 全額支給	一部又は全額停止

以上